

申告・納税は

e-Tax で手続きを!!



- ・ e-Taxを利用することで、自宅や事務所などから申告や納税などの手続きを行うことが可能です。
- ・ 自宅等からのe-Taxは、感染リスク軽減にも有効です。申告・納税は是非e-Taxで手続きをお願いします。

e-Taxのメリット

(事業者の方)

- ・ データ化した申告書等をインターネットを利用して提出できるため、事務処理全体の効率化、ペーパーレス化につながります。

(所得税の確定申告をされる方)

- ・ 令和3年分からスマホのカメラで源泉徴収票を自動入力するなど、確定申告書等作成コーナーが便利に。
- ・ マイナポータル連携をすることで、保険料控除やふるさと納税等の自動入力ができます。
- ・ 書面で提出した場合より、還付金を早く受け取ることができます。(おおむね3週間程度)

(納税証明書の交付を請求される方)

- ・ 納税証明書の交付請求手数料が、書面請求の場合より安価です。(e-Tax : 370円 書面 : 400円)
- ・ 令和3年7月から始まった、PDFファイル形式の電子納税証明書は、何度でも何枚でも印刷できます。

積極的なe-Tax利用のお願い

- ◆ 国税庁においては、「あらゆる税務手続が税務署に行かずにできる社会」を目指し、これまでも、オンライン(e-Tax)の利用を推進してきたところです。
- ◆ **手続いただく皆様の利便にもつながるものであり、積極的にe-Taxをご利用していただくよう、ご協力をお願いします。**

国税庁においては、令和3年10月に、規制改革実施計画（令和3年6月18日閣議決定）に基づき、年間10万件以上の手続（以下の28手続）について、オンライン利用率を引き上げるための基本計画を策定しました。

手続	令和2年度 利用率	令和5年度末 目標	手続	令和2年度 利用率	令和5年度末 目標
法人税申告	86.7%	90.0%	青色事業専従者給与に関する届出（個人）	39.7%	—
消費税申告(法人)	85.7%	90.0%	所得税の青色申告の取りやめ	22.2%	—
所得税申告	55.2%	65.0%	所得税・消費税の納税地の異動又は変更に関する届出	31.4%	—
消費税申告(個人)	67.8%	75.0%	消費税課税事業者届出	50.1%	—
相続税申告	14.4%	40.0%	消費税の納税義務者でなくなった旨の届出	58.0%	—
贈与税申告	55.2%	—	給与所得の源泉徴収票(同合計表)	66.7%	—
印紙税申告(書式表示)	60.5%	—	給与支払事務所の開設・移転・廃止の届出	19.7%	—
内国普通法人等の設立の届出	49.7%	—	源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請	61.4%	—
青色申告書の承認の申請(法人)	54.2%	—	納税管理人の届出	11.1%	—
異動事項に関する届出(納税地等の異動)(法人)	80.6%	—	更正の請求	28.2%	—
異動事項に関する届出(事業年度等の変更)(法人)	80.6%	—	酒類の販売数量等の報告	13.3%	—
事前確定届出給与に関する届出(法人)	79.2%	—	「二十歳未満の者の飲酒防止に関する表示基準」の実施状況等の報告	13.0%	—
個人事業の開業届出・廃業等届出	17.6%	—	国税納付手続 ※	29.3%	40.0%
所得税の青色申告承認申請	29.0%	—	納税証明書の交付請求	10.9%	20.0%

※ 国税納付手続のオンライン利用率はキャッシュレス納付割合を指し、また、目標値は令和7年度末のもです。
目標値が「—」となっている手続については、オンライン利用率を引き上げるための基本計画で目標値は定められていませんが、利用率向上に向けた取組を実施していきます。

改善意見の募集について

URL : https://www.e-tax.nta.go.jp/topics/topics_2021_kihonkeikaku.htm

- ◆ 上記の手続（所得税、法人税及び消費税の申告を除く。）について、アンケート形式で改善意見を募集しています。より皆様の利便性向上につながるよう、ご協力をお願いいたします。

